

京都大学	博士 (法 学)	氏名	林 秀弥
論文題目	企業結合規制－独占禁止法による競争評価の理論		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、企業結合規制の主要課題を包括的に論じるものである。二部で構成されており、第1部「企業結合規制の全体像」は10章からなり、第2部「企業結合規制の重要問題」は4章からなる。最終章で今後の展望がなされている。</p> <p>第1部の第1章で、本論文の問題意識がまとめられている。まず、企業結合規制の存在を所与とせず、その規制がなぜ正当化されるのかを検討し、結論として、市場のテストによらない市場規模の拡大という特性と競争的市場の維持と消費者保護を通じて自律的選択の機会を向上させる点に規制根拠を見出す。その観点から、企業結合規制を評価するポイントとして、(1)市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか(必要性)、(2)公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)、(3)効率的に行われたか(効率性)、の3点を挙げ、評価の基本方針が示される。第2章では企業結合規制に含まれる内容が整理され、特に競争的市場構造を維持するための規制(「市場集中規制」)の基本的な枠組みがまとめられる。第3章では企業結合規制において最初に問題となる市場画定についての論点が整理される。市場画定は競争の実質的制限を判断する上で不可欠であるとされてきたが、近時はそれをスキップできるという指摘もある。本論文は市場支配力分析を可視化する点に市場画定の意義を見出し、その観点から仮定的独占者基準の是非をはじめとする市場画定についての諸論点を整理する。第4章では企業結合規制の違法性判断基準である「競争の実質的制限」＝市場支配力の形成・維持・強化についての議論を整理する。市場支配力の形成等の発現類型として、単独型、協調型に分け、それぞれについて効率性その他の要因がどのように機能するかを整理する。第5章では、当事者が競争関係にない垂直型及び混合型企業結合についての評価方法を論じる。この場合、競争促進的なものと競争制限的なものとの識別が困難になるが、反競争的な市場閉鎖が生じる理論的条件が経済分析に依拠して整理されている。第6章は、企業結合規制の重要な限界領域である事業提携に関する競争評価をめぐる論点が整理されている。第7章ではここまで整理されてきた実体的な基準をどのように執行するのかという手続的側面が論じられ、それが効果的、効率的かつ適時に行われているか否かの観点から、企業結合審査の最近の改革を検討している。第8章では米国法、第9章でEU法を取り上げ、それぞれの企業結合規制を詳細に検討している。この2つの章で、ここまで説明されてきた諸論点が米国・EUの近時の事例でどのように扱われているかが詳しく吟味される。特にそれらの先例で用いられた経済的手法を理論的な背景も含めて解明するとともに、その手法が健全かつ頑健なものであった</p>			

か、厳密な手法を用いることの手続的限界などを明らかにしている。第10章ではカナダ、英国、中国の企業結合規制を素材に、日・米・EUで議論されている論点に関して、特徴ある先例等を抽出して検討を加えている。第1部を通じて、単に抽象的な規制基準の妥当性だけでなく、その基準を具体的に適用する手法、その手法を現行法の下で適用し、適切な問題解消措置を設計し、実施できるかも視野に入れた検討がなされている。

第2部は一見各論的な特殊問題を扱っているような題名ではあるが、第1章、第2章は市場集中規制の根幹部分の問題に検討を加えている。第1部の比較法的作業を前提に、わが国の企業結合規制事例を中心に企業集中規制の実体的規制基準のあり方、基準を適用するための分析手法を詳細に検討する。第1章では市場画定が取り上げられ、仮定的独占者基準の現実における適用の仕方、供給の代替性の位置づけ、代替関係にない複数の商品からなるクラスター市場の意義と機能、部分市場・重疊的市場画定の意義と経済学的・解釈論的位置づけなどの重要な問題点が競争の「可視化」の観点から首尾一貫して論じられている。第2章では競争の実質的制限について、まず、寡占的協調の規制が困難になるとして批判されてきた公取委の審決理論「有効な牽制力ある競争者」基準を寡占的協調規制と整合的な形で再構成する。その上で現在の一部審決が競争者のインセンティブを適切に評価できていないことを批判し、寡占的協調規制の判断枠組みを提示する。ついで判断の難しい競争者排除型の競争制限について、産業組織論の近時の成果に依拠して、適用可能な判断枠組みを呈する。

第3章は「企業結合規制の各論的課題」として結合関係の存否の問題及び少数持分取得の問題が取り扱われる。結合関係についての解釈論のみならず、少数持分取得の経済分析に依拠した検討がなされる。第4章では市場画定及び市場支配力形成等について複雑な作用が見られる二面市場の問題が検討され、いくつかの留意点はあるものの従来の枠組みで対処可能であることが示される。

終章においては、企業結合規制の国際的な収斂傾向とその下でのわが国の経済法学の今後の課題を提示し、さらに経済的分析の有効性とそれを活用するための制度的枠組みが提案の後、今後の検討課題が示される。

(論文審査の結果の要旨)

独占禁止法上の企業結合規制はこの四半世紀の間に世界中で変貌した。米国で経済分析を多用したガイドラインが公表され、企業結合実務が精緻化されるとともにEUをはじめ世界中で企業結合規制が活発化され、またその規制基準、手法が洗練されたものとなってきた。完全な収斂は見られないものの、世界規模の合併についての域外適用を背景に、規制の枠組みや基本的な原理に共通の基盤ができつつある。この共通の基盤の下で、規制の精緻化・充実化が各法域間で競われている状況にあるとあって過言ではない。わが国の企業結合規制は独占禁止法制定段階から存在し、事前届出など法的制度の土台は世界に先駆けたものだと言えた。しかし、わが国の企業結合規制はインフォーマルな対応に終始してきたため、ガイドラインなどから上記共通の基盤を志向していることは伺えても、規制基準の解釈の実相、その基準を適用する際の分析手法の実際のいずれについても不明確なものであった。近時、米国、EU等で精緻化された経済分析が利用される規制例が増えたこともあって、それらを導入し、キャッチアップすることが重要なのだと言わんばかりの論稿も散見される。しかし、それらは特定の手法の紹介にとどまり、そのような手法の頑健性や、その手法が法的基準のどの側面と関連性をもつのかを包括的に検討したものはない。また、インフォーマルな対応に終始してきたわが国の規制基準を首尾一貫した形で提示した例も少なく、曖昧な国際標準論のもとEUや米国の議論の一部が参照されることも多かった。本論文は、EUと米国の企業結合規制を包括的に検討し、経済分析を中核に据えた規制の実相を、経済的手法の紹介にとどまらず、それらの経済分析が、どのように法的基準の解釈論に定位され得るかを明らかにして、わが国の規制の現状を再構成するものである。

本論文はまず市場画定について、わが国ガイドラインをはじめ諸外国で採用されている仮定的独占者基準の位置づけを行う。この基準は市場画定が市場支配力分析の前提であることから、市場の範囲をその観点から過不足なく捉えることを目的としたものである。本論文はその点だけではなく、市場画定が市場における競争という感知し難い現象を可視化するためのものだという点を強調する。近時、市場支配力を直接測定できることを主張し市場画定不要論がKaplow教授によって有力に唱えられているが、市場画定によって可視化されているから各種要因が考慮できるのだという本稿の主張は、経済分析と法的意思決定の手続的制約を結びつけた見事な反論となっている。また、この視点からクラスター市場をはじめ、市場画定の重要問題が体系的に解決されているのも大きな成果である。

本論文はついで競争の実質的制限乃ち市場支配力の形成・維持・強化につ

いてその発生メカニズムを単独型、協調型に分類した上で、さらに市場閉鎖の視点を組み合わせた今日の標準的な手法を明らかにする。抽象的な基準の検討にとどまらず、それを当てはめる具体的な事実関係の背景にある経済的ロジックがいかなるものであるかをEU、米国の豊富な先例を素材に解明している。ゲーム理論や計量テクニックを活用した各種経済的手法が、反競争効果の発生機序の定式化とともに関連づけられており、今日国際的にどこまでが共通の枠組みとなっているのか、さらに個別の事案における差異が何故生じているのかがまとめられている。これらの作業は単に米国とEUの企業結合規制をまとめて紹介したというものではない。特にユニラテラル効果や垂直・混合型の市場閉鎖の具体的な検討を通じて、共通の基盤を持ちつつ、法的な基準や目的の微妙な差異と反競争効果の分析手法の差異とが相互に絡み合っただけで両法域の違いがもたらされていることを明らかにし、単なる経済的テクニックの利用可能性にとどまらない、わが国の解釈論において考慮されるべき問題点を浮かび上がらせることに成功している。

このように本論文はこれまであいまいに国際標準とされてきた企業結合規制基準及びその適用手法について、体系的に整理された形で全体像を明らかにするものである。特に、注目は集めながらも部分的な紹介にとどまっていた経済分析手法について、企業結合の類型毎に反競争効果をもたらす理路を明らかにした上で、どのような要因が関連性を持ち、具体的にはどのような事実からそれを示すのかについての詳細な検討は特筆すべき成果である。また、企業結合規制の根幹にかかわる問題点を明確にただけではなく、企業結合関係や少数持分取得など企業結合に関する様々な論点についても重要な貢献を行っている。

このように、本論文は今後わが国で企業結合規制を考察するにあたって出発点となるべき包括的な研究であり、この分野におけるわが国の到達点と言える高度な水準となっているだけでなく、企業結合規制の実務においても重要な影響力を持つものと思われる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成25年8月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。